

成田市入札等監視委員会議事概要（平成23年度第2回定例会議）

【日 時】 平成24年1月16日（月） 午前10時～12時

【場 所】 成田市役所6階中会議室

【出席委員】 菊池委員長、菊地委員、大木委員

1. 開 会

2. 総務部長あいさつ

3. 議 事

(1) 入札及び契約手続の運用状況等について

平成23年4月1日から平成23年9月30日までの入札及び契約手続の運用状況等について、事務局から報告を行った。

委 員

贈収賄事件が発生し、入札制度に対する市民の見方が厳しくなっている。市としては広報活動が大事だと思うが、どのような対応を行ったか。

事務局

事件については、議会の委員会への報告や市のホームページへの掲載を行った。

委員長

こういう問題はシステムや制度の枠を超えた問題であり、個人の資質や倫理観によるものだと思う。個人の資質や倫理観を日常的にどう管理していくのかは難しいことだと思う。その対応策の一つとして密告制度があるが、それを行うと全てが自分の敵だというようなギスギスした関係でしか行政の運営ができなくなる。何をやってもこういう人は必ずいる。たまたまいる人のために、制度を厳しくして、日常的な仕事のし難さを強制するのは、個人的にはいやだと思う。そのようなことをする人がいることは確実なことであるので、なんとかその人数を減らすことを考えて、あまりシステムでがんじがらめにするのはやめてほしいと個人的には思う。住民のために市が行うべきことはどちらなのかを考えたら、制度はある程度緩やかにして、個人のモラルに期待した方がいいと思う。

(2) 選定事例の審議について

平成23年4月1日から平成23年9月30日までの間に締結した契約の中から、3名の委員が事前に抽出した10件の選定事例について、次のとおり審議を行った。

事例1 災害復旧工事（吉岡松子線）

〔指名競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

指名競争入札にしたということは、今回の工事は高い技術力が必要だったからか。

事業担当課

技術的には一般的な工事です。制限付一般競争入札ではなく、指名競争入札にした理由は工期が短縮できるためで、道路の安全性を図る上で早期に本復旧を行った方がいいと指名審査会で判断したためです。

委員

1週間程度の短縮というのは、入札手続きでの期間の短縮なのか。

事業担当課

そうです。

委員長

今回の震災関係工事は7月29日から工事をしたことを考えると、1週間短縮するために、指名競争にしたということは理解しがたい。今回の事例を取り上げた理由として、制限付一般競争入札と指名競争入札がある中で、どうして指名競争入札としたのか認識を確認したい。また、7月29日から工事を行う指名競争入札が他4件あるが、どうして指名競争入札にしたか聞きたい。

事業担当課

災害復旧工事については3月に補正予算を組み、仮復旧を行い、本復旧については6月議会で補正予算を組み事業を行ったため、急いでもこの時期になってしまった。

委員

指名の範囲についてだが、500万円以上と500万円未満では指名する業者のランクはかわるのか。

事務局

指名に関する基準があり、800万円未満の土木工事については、Cクラス（経営事項審査総合評定値640点未満）となっている。

委員

7月29日から工事を行う5件について指名業者は全て同じか。

事務局

指名にあたっては、地域要件、実績、受注回数に応じ業者を選定しているため、指名業者が全て同じではない。

〔以上で事例1の審議を終了〕

事例2 災害復旧工事（飯仲内畑線）

〔随意契約（見積競争）〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

この工事を随意契約で決定した理由を詳しく説明していただきたい。

事務局

地方自治法施行令の中で随意契約ができるものが決まっており、工事については130万円以下のものについては随意契約できることとなっている。よって随意契約とすればよいが、価格の検証等を行うために、3社による見積競争を実施している。

委員

道路管理課で行っている災害復旧工事については、技術的な能力が必要な工事でないということではよろしいか。

事業担当課

はい。

委員

今回道路管理課の事例を取り上げたが、全体として、随意契約の工事が多い。3社による見積競争を行っているが、見積りの対象者はどのような編成となっているのか。

事務局

契約検査課で業者選定は行っております。地域要件、指名回数等を加味して業者選定しております。

委員

130万円を切るような工事が非常に多いがそれは偶然でしょうか。

事業担当課

災害復旧工事ということもあり、それぞれの現場での積算の結果130万円を切るような工事が多くなったということです。

委員

そういう説明で承っておきますが、随意契約は不公正なことが行われる可能性が高くなると思うので、もう少し配慮したほうがいいと思う。

委員

3社で見積競争を行ったということですが、市民感覚から言いますと、競争である以上は3社では選定業者数が少ないのではないか。

事務局

3社で見積を行っている根拠としては、成田市財務規則及び財務会計マニュアルがあります。130万円以下の随意契約できる工事については、性質上難しい工事ではないので、価格の検証ができれば問題ないというところから決められたものだと思います。

委員

事例2については、金額の抛り所が位置図のみで資料としては分かりにくいので、詳細な平面図の様なものがあればよいなと思いました。

委員長

今の委員の意見について、市として付け加えることはありますか。

事務局

見積競争の数については、今までどおりで実施していきたいと思います。先程ご指摘のあった図面については、小額の工事については必ず設計を行っているわけではなく、現場説明によって金額を出させている事例もある。今回の件についても同様です。

委員長

金額によって契約時にそろえなければいけない書類が決まっているはずなんです。私は建築出身ですが、もし大学が120万円位の工事を発注するときに施工図を書かせないと思います。特に修復の場合は現場を見てもらい、こんな金額で予定しているがどうですかと業者に確認し、それでよければ工事計画書を出させるくらいで図面までは出させないと思います。

発注金額による必要書類の種類がわかるものや発注金額による指名業者の数やランクがわかるものなどについて、委員に提出してほしい。そうすれば事前に確認し、議案の審議がしやすくなる。もしそれが内部規定だけであれば、提出されなくてもやむを得ないと思います。

〔以上で事例2の審議を終了〕

事例3 成田浄化センター薬品購入（次亜塩素酸ナトリウム）

〔随意契約（見積競争）〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

先程は道路管理課の認識を伺って、こんどは環境衛生課の認識を伺いたくてこの事例を選定いたしました。今回選定した案件は金額的に随意契約でも問題ないが、他の事例には金額が大きいのに随意契約を行っているものもあった。環境衛生課の認識とし、入札にするか随意契約にするかどのように判断しているのか。

事務局

基準ということで言いますと、建設工事指名業者選定基準というものがございまして、その中で金額別の指名業者数が規定されております。物品購入については 2,000 万円未満については 5 社以上となっています。また、物品購入において、随意契約できる範囲は 80 万円以下となっております。80 万円を超えるものについては指名競争入札を行っております。

委員

成田浄化センターで使う薬品を複数購入しているが、見積りの業者は変えているのか。

事務局

業者選定はすべて契約検査課で行っており、登録のある業者の中から、実績のある業者をさがし、選定しております。物品購入で見積競争が多くなっているのは、年度当初からの物品購入等については、前年度に見積競争によって業者を選定しておく必要があるからであり、基準上も許されております。

委員

当初契約による随意契約については以前もお聞きしたことがありますが、それは不公正なことに結び付く可能性があるので、できるだけ当初契約による随意契約は控えた方がいいと思います。

他の審査案件についても様々な随契理由があればお聞きしたかったが、多くの随意契約があるのは当初契約の関係なのですか。

事務局

以前も委員より当初契約による随意契約が多いことについて指摘を受けまして、当初契約の案件についても、できるだけ入札を実施するよう庁内で検討してまいりました。

委員

金額が低いものはともかくとして、高額なものについては入札とするよう検討いただきたいと思います。

委員長

本日用意していただいた資料に単価契約書というものがございまして、見積契約結果に単価のみの記入があって、何キロ買ったから 441,000 円となったのかよくわからない。また、買った量が年度中に消化できるものなのかわからない。単価入札がどのようなものなのか教え

て下さい。

事務局

年間に使用する予定数量を定め、それに対して競争を行う。決定した単価に応じ日々購入し、その金額が予算内に収まるようにしている。現在の購入総数については担当より説明します。

事業担当課

平成 23 年 11 月現在では 15, 471 kg 購入しております。

委員長

単価契約というのは予定数量を必ず買うということで契約しているのですか。

事務局

あくまで予定数量に単価金額を掛けた金額で競争し、それを割り返した単価で契約をしている。

委員長

そうすると単価契約として書くとすると今の形しかないということなのか。

事務局

はい。

[以上で事例 3 の審議を終了]

事例 4 成田市立公津の杜中学校新築工事（電気設備工事）

[制限付一般競争入札]

[事務局、事業担当課説明]

委員

資料により、当初疑問だった点がほとんど解決しましたが、本事例は電気設備工事となっておりますが、それは本体工事費に含まれるのか、外構工事に含まれるのか教えて下さい。

事業担当課

本体工事に含まれております。

委員

工事費は 2 億 2 千万を超えており、今回の工事の入札公告の中の工事概要にさまざまな工事が含まれていることから考えると、1 業者独占ではなく、分割発注した方が利益の分散につながるのではないか。

事務局

今回の中学校を造るにあたり、分離発注ということで、建築工事（本体工事）、電気設備工

事、機械設備工事の3つに分割して発注しております。委員のおっしゃるとおり受注機会の拡大ということで国からの指示もございます。市としては分割できる合理的な範囲で発注を行っております。入札公告の工事概要にさまざまな項目が書かれておりますが、電気工事としてのくくりとして工事発注しているということでご理解いただきたいと思います。

委員

工事概要にでている様々な項目は電気工事としては分けられないものとして理解してよろしいでしょうか。

事業担当課

平成25年4月1日の開校という決められた工期の中で、円滑に工事を進めていくためには、まとめて工事を行う方がよいと考えております。

〔以上で事例4の審議を終了〕

事例5 吾妻中学校生徒用便所壁災害復旧工事

〔指名競争入札〕

〔事務局、事業担当課説明〕

委員

タイルを撤去し、その後はどのように復旧しましたか。

事業担当課

全面塗装で復旧しました。

委員長

タイル張りをした業者と震災直後にタイル張りを打診検査した業者は同じですか。

事業担当課

特定の業者ではなく、建築業組合に打診検査、撤去をさせました。

委員長

建築業界でもタイル工事の指針を作っていますが、これを見ると新築の施工が悪かったのではないかと考えます。これは樹脂接着剤で張ってあると思いますが、樹脂接着剤はモルタルと比べて剥がれにくいので、剥がれるとすると、接着剤が硬化してから張った等の施工がよくなかったと思うのですが、それはいかがでしたか。

事業担当課

このタイル工事は33年ほど前に施工したものでありまして、ご指摘の通りの施工内容でございました。

委員長

33年前の工事ですから、落ちてもおかしくはないですが、初期についていたものはそのあとなかなか落ちないものです。落ちるときは5年とかですぐに落ちてしまいます。塗装に変えたことは悪くはないと思います。

委員

タイル張りがある学校についてはすべて調べていますか。

事業担当者

本市には小中学校が38校あるが、専門家に依頼し全て調査してあります。

[以上で事例5の審議を終了]

事例6 公津の杜近隣公園遊具修繕

[随意契約（見積競争）]

[事務局、事業担当課説明]

委員

添付資料についている写真を見ると一部テープで囲ってあるだけのところがあるが、それで安全性の面で問題はないのか。

事業担当課

この写真の赤いテープの部分は、パトロール時に発見し、応急処置したものであり、その後全体をバリケードで囲っております。

委員

修繕後の写真がないが、あった方がよいと思う。修繕の内容についてですが、現状復旧したものか、それとも再発防止の措置を施したものなのか教えてほしい。

事業担当課

修繕工事の内容ですが、木造遊具にできた隙間をなくしたり、法面についても土嚢などにより補修する等の修繕を行っております。

委員

今回の修繕はただの復旧ではなく、再発防止対策を盛り込んだ一步進んだ工事を行っているかと理解してよろしいのでしょうか。

事業担当課

そのとおりでございます。

委員長

修繕工事ではあれば、工事前と工事後の写真等の資料がほしい。また、写真等の資料については、時系列に並べ、委員が分かりやすいようにしてほしいと思います。

[以上で事例6の審議を終了]

事例7 成田市議会議員選挙ポスター掲示場設置撤去業務委託

[随意契約（見積競争）]

[事務局、事業担当課説明]

委員

本事例を受注した業者が千葉県議会議員選挙の同様の業務についても受注しておりますが、掲示板の掲示数に違いがあるとはいえ、掲示板一か所あたりの単価が4倍位になっている理由を教えてください。

事業担当課

県議選については、2段8区画で脚も2本ですが、市議選については3段48区画で脚も4本となっており、掲示板の大きさの違いが、価格の違いになっていると思います。

委員

掲示板の数が違うだけでそんなに価格が変わるものでしょうか。同じものを地面に打ち込むだけであれば、私の感覚ではそんなにかわらないともいますが、その感覚の違いをどう思いますか。

事業担当課

市議選の場合には掲示板がかなり大きいため、県議選には必要なかった現場での組立作業が発生いたします。このため、作業員も県議選では2人で済んでいたところが市議選では4人必要となり、また作業日数についても県議選では設置・撤去各1日だったものが市議選では設置・撤去各2日必要だった点などから価格の差が出たものと考えます。

委員

契約保証金が免除となっている理由を教えてください。

事務局

財務規則の規定の中で、免除の規定があり、それで免除しております。

委員

一般競争入札、指名競争入札についてだけ契約保証金をとり、随意契約だから保証金を免除したということはないか。

事務局

随意契約だから免除したということではありません。財務規則のなかで、市の登録業者であって、市・県・国等と過去2年間の間に同様の業務について2回以上契約し、履行した実績があり、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき、契

約保証金を免除することができるという規定があり、それで契約保証金を免除しております。

委員長

わかりやすく言うと、信用できるところは契約保証金がなくてもいいということですか。

事務局

はい。

委員長

市がその業者の信用を担保したということでもいいですか。そうしないと市民は納得しないと思います。誰が信用を担保しているのですかと聞かれたら市ですと答えられるかどうかです。

もし、市が信用を担保した業者が契約履行しなかった場合、市に責任があるということを十分認識して下さい。結果でしか第三者は判断しませんので、そのようなことにならないよう注意して下さい。

事務局

わかりました。

委員長

撤去した掲示板はどこでどう処分されるのですか。

事業担当課

業者が処分するわけではありますが、ボードについては再利用、ボードに張ってあるフィルムは焼却処分している。脚についても再利用しているとのこと。

委員長

だいぶ前の話ですが、掲示板に候補者の写真がついたまま、処理場に持っていかれていることがありました。行政のやることですので、なるべくリサイクルしてほしいと思います。

〔以上で事例7の審議を終了〕

事例8 植木借上

〔随意契約（見積競争）〕

〔事務局、事業担当課説明〕

委員

今回事例を選定するにあたり、市民の目から見たときにどうかという視点から審議事例を選んでおり、今回は植木借上げの必要性について、確認したいと思いました。また、植木であれば借上げではなく購入した方が経費は安いのではないですか。

事業担当課

購入した場合は植木の手入れ等が必要になるため、借上げで対応したいと考えています。

委員

一般の企業では経費の削減のために、購入して自分で手入れをしている場合が多いと思います。市としてもこのような事例を通し、経費節減について考えてほしいと思います。

委員長

今の委員の意見について私はそのようには考えておりません。借上の方が効率性の問題や植物をいい状態で保つことができます。しかし、市民がどのようにみているかも大事である。先程の委員の意見は経費節減が重要だと考える市民もいるということを伝えてくれています。

自分がいる状況で判断し、それがみんなの常識だと思うことと、違ったところに属している人の常識は全く別のものです。行政という立場から離れて、皆さんが思っている常識が世間一般の常識であるかよく考えて、物事を進めていただきたいと思います。

今回用意された審議用の資料についてもみなさんには常識かもしれませんが、委員にとっては常識として受け止められないことがよくあります。それをやり取りしていくうちにお互いの共通認識が生まれていくと思います。私たちもこれからいろいろなことをお願いしながら、契約業務について、誰が見ても適正だと思うように進めていきたいと思っています。

〔以上で事例8の審議を終了〕

事例9 子どもの遊び場遊具設置工事

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局、事業担当課説明〕

委員

資料を見ますと、安全性について、完成した遊具について判断するのではなく、契約書の仕様によって安全性を担保しているように見えますがどうですか。

事業担当課

遊具の安全基準に則った遊具を設置しております。

委員

工事が終わった後、安全性を確認するようなシステムはないのでしょうか。

事業担当課

工事の完成検査の中で確認しています。

委員

工事は土建関係の業者が請け負っていますが、完成検査に遊具の製作者は立ち会って

ますか。

事業担当課

安全性の基準を満たした遊具を業者が設置しておりますので、製作者が完成検査に立ち会うことはありません。

委員

設置した遊具がきちんと機能しているかどうかは、市が完了検査の時に国の定めた基準に基づいて検査しているので問題ないということですか。

事業担当課

その通りでございます。

委員長

同じ遊具であっても、設置する課が公園緑地課と子育て支援課で分かれているが、どのように分かれているのですか。

事務局

明確な基準はありません。

委員長

完了検査や安全性の確認について、公園緑地課と子育て支援課で違うことがあり得るのでしょうか。

事業担当課

遊具については、遊具が搬入された時の材料の検査、施行中の立会、完了検査という手順を踏んでおります。安全確認については指針がございまして、それに基づき完了検査を実施しております。

委員長

話を聞くと、公園緑地課と子育て支援課ではやり方が違うように聞こえましたが。

事業担当課

指針そのものは同じものだと思いますので、検査内容等は同じだと思います。

[以上で事例9の審議を終了]

事例10 庁舎自動ドア修繕

[随意契約（特命随契）]

[事務局、事業担当課説明]

委員長

日常的に色々なところの点検を行っていると思うが、定期点検によって完全に壊れる前に

修繕を行っているか、壊れてから修理を行っているのかどちらですか。

事業担当課

通常は壊れてからの修繕となってしまっております。本事案については、定期点検のなかで耐用年数等を過ぎているので、メンテナンス業者からは交換した方がいい等の意見を聞いてはいたが、予算の関係もあり、優先順位は低かったので修繕は行わなかった。結果、壊れてからの修繕となりました。

委員長

限られた予算のなかで何から手を付けていったらいいかということを考える上で、優先順位をつけることがとても大事だと思います。優先順位が低かったために修繕は行っていなかったと説明できれば市民は納得してくれると思います。日常的にやらなければならないことはたくさんあるが、順番をつけて、その順位を意識しながら業務を遂行してもらいたいと思います。

[以上で事例10の審議を終了]

委員長

事例10までの審議を終えたが、本日の定例会全体を通して、各委員ご意見はあるか。

委員

事件のこともありますので、入札や随意契約についての認識を再度確認していただきたいと思います。そして、変な疑惑をもたれないような行政を行ってほしいと思います。

委員

市民の目という立場が大事だと思います。市民の方々もいろいろな考えの人がいますので、その中で常識的なところはどこかということを考えていただきたいと思います。

委員長

次回以降について、審議事例が修復や修繕の場合には、修復や修繕の前後の写真を添付していただければ、委員が理解しやすくなると思います。

入札等監視委員会ができたばかりの頃の委員から市への質問と比べますと、ここ1・2回の委員から市への質問や意見のやり取りの内容がかなり変わってきていることは事実でございます。今後も多くの市民の方々に契約が公平に行われていると思っていただけるよう委員も努力しますので、皆さんも努力していただきたいと思います。その努力というのは何かというと、皆さんの常識が市民や私たちに通じると思わないでください。皆さんがやってきた常識で、市民や私たちが納得していると思わないでください。ぜひ、皆さんの常識を考え直して下さい。

私の大学の話ですが、部署が違くと常識が違ってきます。まだ皆さんは異動がありますので、大学よりはいいと思いますが、それでも市役所の中だけの話です。市民との常識のずれというものがかかなりあると思います。大学の常識が社会で通じるかと言ったら、通じません。市役所についても同じだと思います。本当に市民が何を求めているかを考え直してもらわないといけません。不祥事がそういうところから生じたとは言いませんが、市役所の中にいるということで何か間違えた認識を持った人たちが不祥事を起こしているとしたら、私は思えません。ぜひ、皆さん、世間の常識と市の常識はずれているということを認識して下さい。

(3) その他

次回定例会の日時の決定

次回の定例会議開催日時を次のとおり確認し決定した。

次回開催日 平成24年7月6日(金) 10:00~12:00

次回開催場所 成田市役所6階 中会議室

以上